

令和7年度 船橋市立習志野台中学校「学校いじめ防止基本方針」（令和7年改定）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このようなことから、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関して生徒が理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳人権に対する全校集会等を積極的に実施する。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒会主体の「いじめ NO 宣言」等の活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、**在籍する生徒に対する定期的な調査（アンケート）を年3回以上実施するとともに**、その他の必要な措置を講ずる。また、必要に応じて調査を行う。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制（個人面談、教育相談等）の整備を行う。
- ・全職員で共通理解を図り、全校生徒、一人一人に対し、大切に關わっていくように努める。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、サイバー犯罪、ネットいじめ等の研修会を行う。また、**4月に全校生徒と保護者を対象とした「情報モラル集会：e ネット・弁護士会・千葉県警京葉地区センター」を実施する。**

（2）いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導会議」の設置（組織：構成員の改定）

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導、養護教諭、SC、学年主任、道徳教育推進教師、生徒会担当、部活動担当、特活指導部長。

＜活動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

＜開催＞ 構成員による、週1回を定例会とし、いじめの重大事案発生時は、緊急開催（市教委担当も含め）とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

（3）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 国、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（4）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
（いじめに関する内容を継続して調査し、自校の取組を評価する。）

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

年間計画

※年に3回以上アンケートを実施する

月	いじめ防止に係る行事（アンケートを除く）
4 月	新入生歓迎会 情報モラル集会（全学年） 学区訪問期間
5 月	生徒総会（生徒会） 授業参観 部活動保護者会 教育相談期間 校外学習（1・2年）
6 月	修学旅行（3年） 部活動壮行会
7 月	三者面談（3年） いじめ NO 宣言（生徒会） 総合体育大会
9 月	合唱祭
10 月	生徒会役員選挙 三者面談（全学年） 体育祭
11 月	授業参観 PTA 縁日
12 月	いじめ NO 宣言（生徒会）
1 月	教育相談期間
2 月	3年生を送る会（生徒会）
3 月	いじめ NO 宣言（生徒会）